

---

クック諸島

資産保全信託制度

## 資産保全信託制度とは

- ▶信託財産はお客様居住国での破綻による影響を受けません。
- ▶国外での法的な判定や強制執行を承認しません。
- ▶信託財産に関する訴訟は刑事訴訟法の要件に従い申立てを行う必要があります。
- ▶国際信託法は、資産が信託へ移転されてから2年以上が経過している場合、裁判所への信託財産に関する訴訟を禁じています。

## 資産保全信託制度とは



日本居住のお客様

### クック諸島の信託



日本居住のお客様がオフショアの信託会社を介して  
オフショアで信託を立ち上げて資産を信託に移転した！

## 資産保全信託制度とは



情報開示を要請

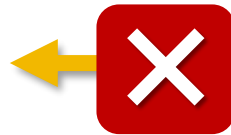


数年後に破産してしまった！

クック諸島の信託



## 資産保全信託制度とは



情報開示を要請

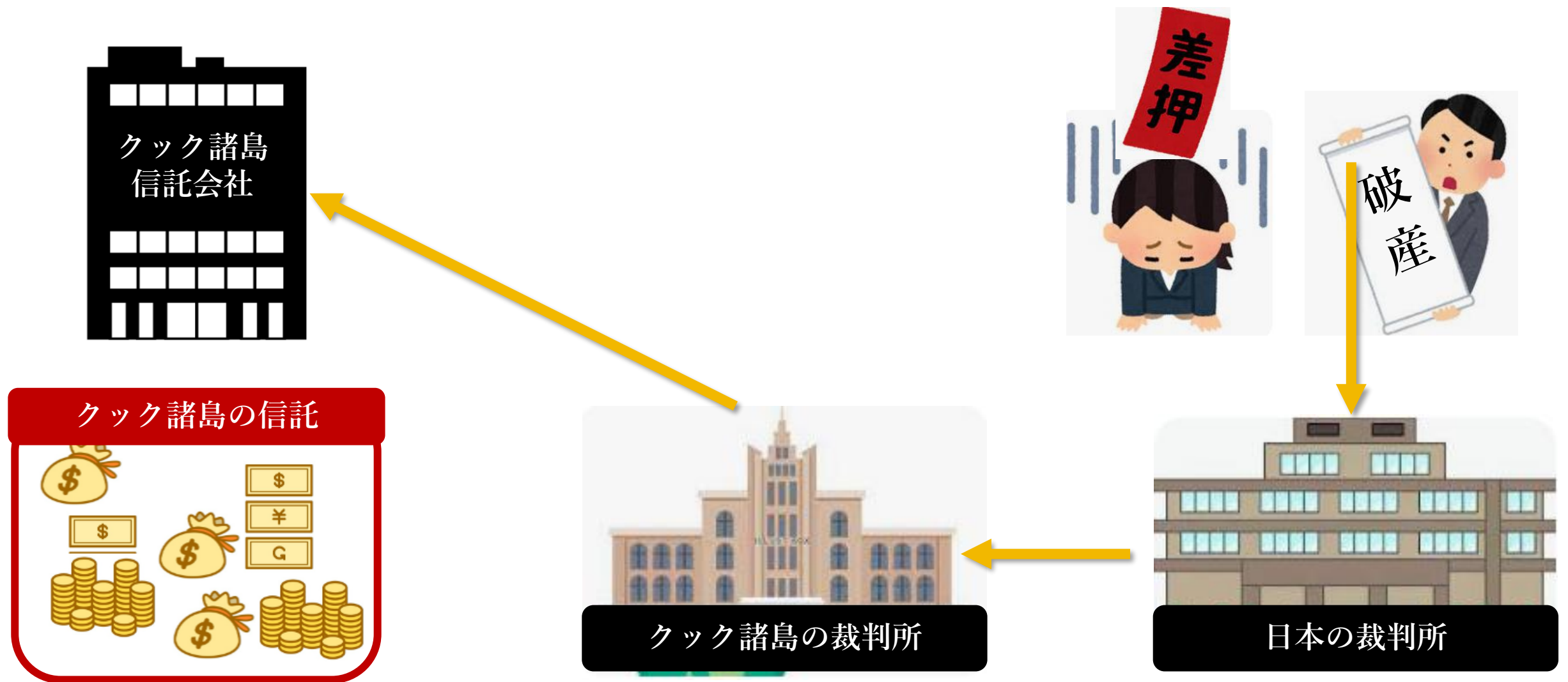
日本の法律に従って  
個人情報や信託財産の情報などを  
開示する義務はありません



クック諸島の信託



## 資産保全信託制度とは



## 資産保全信託制度とは



国外での  
法的な判定や強制執行を承認しません！



クック諸島の信託



## 資産保全信託制度とは





## 資産保全信託制度とは

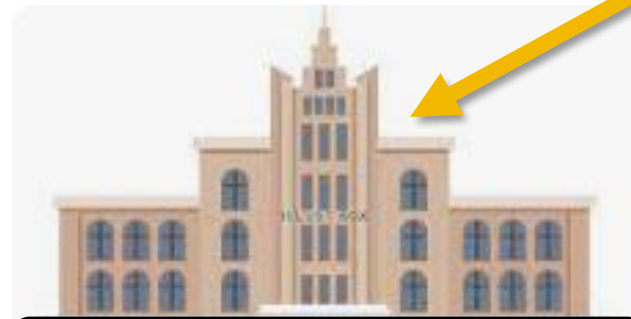


**刑事訴訟！！**

信託財産に関する訴訟は刑事訴訟法の要件に従い申立てを行う必要があります！



クック諸島の信託



クック諸島の裁判所



日本の裁判所

## 資産保全信託制度とは



国際信託法は  
資産が信託へ移転されてから  
2年以上が経過している場合裁判所への  
信託財産に関する訴訟を禁じています



### クック諸島の信託

